

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月27日
【発行者の名称】	オカダコーポレーション株式会社 (OKADA CORPORATION Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 卓也
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町 508 番地 1
【電話番号】	0598-31-2181
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三ツ矢 武史
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本 M & A センター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	オカダコーポレーション株式会社 <a href="https://okada-corporation.net/">https://okada-corporation.net/</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時にける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】 連結経営指標等

回次		第53期 中間連結会計期間	第51期	第52期
会計期間		自2025年8月1日 至2026年1月31日	自2023年8月1日 至2024年7月31日	自2024年8月1日 至2025年7月31日
売上高	(千円)	1,747,956	-	3,170,853
経常利益	(千円)	29,733	-	33,981
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(千円)	9,514	-	27,582
中間包括利益又は包括利益	(千円)	9,514	-	27,582
純資産額	(千円)	30,108	36,987	20,594
総資産額	(千円)	2,398,617	2,526,254	2,455,684
1株当たり純資産額	(円)	261.82	369.87	179.08
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	-	-	-
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	82.73	-	266.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.3	-	0.8
自己資本利益率	(%)	37.5	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	92,652	-	219,473
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	106,684	-	61,511
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	40,742	-	110,970
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	234,022	-	288,797
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	71〔454〕	75〔536〕	70〔441〕

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
3. 株価収益率について、第51期、第52期及び第53期中間期において、当社株式が非上場であったため記載しておりません。  
4. 第52期の自己資本利益率については、期首自己資本+期末自己資本がマイナスのため記載しておりません。  
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。  
6. 当社は第53期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前の中間連結財務諸表については記載しておりません。また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、第51期連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目及び従業員数のみを記載しております。  
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第

52期の連結財務諸表については Amaterasu 有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第51期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第53期の中間連結財務諸表については、Amaterasu 有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

8. 2026年1月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外食事業	39〔311〕
小売事業	18〔142〕
太陽光事業	1〔0〕
その他	13〔1〕
合計	71〔454〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. その他は、管理本部の従業員であります。

### (2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
70〔454〕	33	4	2,975

セグメントの名称	従業員数(名)
外食事業	39〔311〕
小売事業	18〔142〕
その他	13〔1〕
合計	70〔454〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. その他は、管理本部の従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較・分析の記載はしていません。

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、社会経済活動の正常化が定着し、国内の消費活動は緩やかながらも回復の動きが続いております。海外に目を向けますと、緊迫するウクライナ情勢をはじめとする世界情勢に加え、円安に伴うエネルギー資源や原材料価格の高騰、金融資本市場の変動リスクなどにより、依然として景気の先行きは不透明な状況であります。

こうした状況の下、当社におきましては、人流の増加やインバウンド需要の堅調な推移が追い風となり、外食・小売の需要は回復基調で推移いたしました。しかしながら、原材料価格や光熱費、人件費の上昇に加え、継続的な物価上昇による消費者の節約志向が強まるなど、引き続き厳しい経営環境に直面しております。

その中、当社グループは中期計画の実現に向け、「元気・笑顔・スピード」をスローガンに掲げ、店舗運営に邁進してまいりました。売上向上策として、既存店舗の内外装の清掃・改装、FC本部との連携による商品選定やメニュー変更、サービス力の強化を図り、顧客満足度の向上と他社との差別化に努めております。

また、原材料価格の高騰への対応として、FC本部とともに商品ラインナップや価格体系、各種販売促進施策の見直しを行い、原価抑制を推進いたしました。光熱費や人件費の上昇に対しては、店舗営業時間の適正化やオペレーションの効率化による生産性の向上、従業員の勤務編成の標準化による人件費コントロール、さらに本社業務を含めたIT化の推進による業務効率化に取り組んでおります。

新たなFCブランドへの加盟方針としては、時代の変化に適応し、商品・サービスのブラッシュアップを通じて加盟店の収益基盤を強化できるブランドへの加盟を推進しております。

その他、環境負荷低減のため、再生可能エネルギーの利用拡大や省資源・省エネルギーの取り組みを継続しております。具体的には、店舗への太陽光発電パネルの設置等によるCO2排出量削減に加え、「三重県SDGs推進パートナー」として物流機材のリユース化や排出ごみの削減にも努めております。

中長期的成長に向けては、従業員の採用・教育による能力開発を進めるとともに、多様な働き方を支援するため、勤務地域や勤務時間の限定制度の導入などを引き続き推進してまいります。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,747,956千円、営業利益は49,660千円、経常利益は29,733千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

外食事業（オカダコーポレーション株式会社）

丸源ラーメン伊勢店出店、赤からイオンタウン鈴鹿店（業態変更）、不採算店舗閉店により、売上高は836,930千円、セグメント利益は60,569千円となりました。

小売事業（オカダコーポレーション株式会社）

2025年7月期出店店舗の通期運営により、売上高は834,611千円、セグメント利益は44,910千円となりました。

太陽光事業（オカダコーポレーション株式会社、オカダトラスト株式会社）

全発電所の通期稼働により、売上高は75,299千円、セグメント利益は15,880千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ54,774千円減少し、234,022千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は92,652千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益14,323千円や減価償却費81,929千円を計上したこと等によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は106,684千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出97,484千円等によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は40,742千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入120,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出120,495千円、リース債務の返済による支出35,247千円等があったことによるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	836,930	-
小売事業	834,611	-
太陽光事業	75,299	-
その他	1,115	-
合計	1,747,956	-

(注) 1. 前中間連結会計期間は中間連結財務諸表を作成していないため、前年同期比は記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前連結会計年度の発行情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

### 担当 J - Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本 M & A センターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### < J - Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本 M & A センター（以下、「乙」

という。)はJ-Adviser 契約(以下、「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

#### 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

#### 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない

と認められるものでないこと。

#### 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（非上場会社を完全子会社とする株式交換、の2非上場会社を子会社とする株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

#### 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

#### 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

#### 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること

#### 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

#### 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

#### 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

#### 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要す

る旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

## 5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

取引先名	契約名称	契約内容	契約期間
フィットイージー株式会社	フランチャイズ契約書	フィットイージー・フランチャイズ契約	2025年10月20日から 2030年10月19日まで 以後、5年ごとの自動更新

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産の部)

総資産は2,398,617千円(前連結会計年度末比57,067千円減)となりました。流動資産につきましては、438,534千円(同60,278千円減)となりました。これは主に、現金及び預金の減少54,752千円等によるものです。固定資産につきましては、1,960,083千円(同3,211千円増)となりました。これは主に、機械装置及び運搬具が減少50,186千円した一方で、建物及び構築物が増加51,852千円したこと等によるものです。

#### (負債の部)

総負債は2,368,508千円(前連結会計年度末比66,581千円減)となりました。流動負債につきましては、565,197千円(同2,413千円減)となりました。これは主に、買掛金が減少21,149千円した一方で、未払金が増加17,592千円したこと等によるものです。固定負債につきましては、1,803,311千円(同64,167千円減)となりました。これは主に、リース債務の減少35,914千円及び長期借入金の減少17,149千円等によるものです。

#### (純資産の部)

純資産につきましては、30,108千円(前連結会計年度末比9,514千円増)となりました。これは中間純利益の計上に伴う利益剰余金の増加9,514千円によるものです。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

#### (1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備の異動があった箇所は次のとおりであります。

#### 新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							完了年月
			建物及び 構築物	土地(面積 ㎡)	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	リース 資産	その他	合計	
赤からイオンタウン 鈴鹿店 (三重県鈴鹿市)	外食 事業	営業用 設備	17,037	-	-	3,253	-	-	20,290	2025年10月
丸源ラーメン伊勢店 (三重県伊勢市)	外食 事業	営業用 設備	73,090	-	-	8,756	-	-	81,846	2025年10月

#### 除却

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							除却年月
			建物及び 構築物	土地(面積 ㎡)	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	リース 資産	その他	合計	
やっばりステーキ津 南店 (三重県津市)	外食 事業	営業用 設備	4,884	-	-	85	-	-	4,970	2025年8月
21時にアイス大須店 (愛知県名古屋)	外食 事業	営業用 設備	513	-	-	-	-	-	513	2025年9月
やっばりステーキ松 阪店 (三重県松阪市)	外食 事業	営業用 設備	9,345	-	-	0	-	-	9,345	2025年10月

#### (2) 子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### 新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
オカダコー ポレーション 株式会社	フィットイー ジー名張店 (三重県)	その他	営業用設備	145,000	-	銀行借入 リース	2026年 2月20日	2026年 4月30日	年間売上 88,680千円増

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年1月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年4月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	460,000	345,000	115,000	115,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100 株
計	460,000	345,000	115,000	115,000		

- (注) 1. 2025年12月22日開催の取締役会決議により、2026年1月20日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は103,500株増加し、115,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は414,000株増加し、460,000株となっております。
2. 2026年1月19日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年5月7日(注1)	1,500	11,500	15,000	25,000	15,000	15,000
2026年1月20日(注2)	103,500	115,000	-	25,000	-	15,000

- (注)1. 有償第三者割当  
割当先 岡田卓也 発行価格 20,000 円 資本組入額 10,000 円  
割当先 株式会社岡田本家 発行価格 20,000 円 資本組入額 10,000 円
2. 2025年12月22日開催の取締役会決議により、2026年1月20日付で普通株式1株を10株に分割しております。

#### (6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2026年1月31日現在
			株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岡田卓也	三重県松阪市	87,860	76.4%
株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町佐伯中82番地	27,140	23.6%
計		115,000	100.0%

#### (7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2026年1月31日現在
			内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			

議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,900	1,149	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100		
発行済株式総数	115,000		
総株主の議決権		1,149	

**【自己株式等】**

該当事項はありません。

**2 【株価の推移】**

当社株式は、2026年4月15日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

**3 【役員の状況】**

前連結会計年度に係る発行者情報の公表日後、当中間連結会計期間に係る発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間連結会計期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の中間連結財務諸表について、Amaterasu 有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表等】  
 (1)【中間連結財務諸表】  
 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	333,278	278,525
売掛金	89,849	99,948
商品	45,971	36,705
原材料及び貯蔵品	10,786	10,504
前払費用	7,523	8,477
その他	12,492	5,571
貸倒引当金	1,090	1,200
流動資産合計	498,812	438,534
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	336,134	387,986
機械装置及び運搬具(純額)	1,181,310	1,131,123
工具、器具及び備品(純額)	56,663	59,757
土地	136,457	136,457
建設仮勘定	3,003	
有形固定資産合計	1,713,568	1,715,325
無形固定資産		
ソフトウェア	31	
無形固定資産合計	31	
投資その他の資産		
敷金及び保証金	177,417	178,999
長期前払費用	50,505	48,884
繰延税金資産	10,692	12,217
その他	4,656	4,656
投資その他の資産合計	243,272	244,758
固定資産合計	1,956,872	1,960,083
資産合計	2,455,684	2,398,617

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	85,188	64,038
1年以内償還予定の社債	10,000	10,000
1年以内返済予定の長期借入金	246,482	263,136
リース債務	70,846	71,513
未払金	118,640	136,232
未払法人税等	4,448	6,288
未払消費税等	28,746	13,086
その他	3,257	901
流動負債合計	567,611	565,197
<b>固定負債</b>		
社債	10,000	5,000
長期借入金	940,499	923,350
リース債務	810,546	774,632
資産除去債務	13,726	13,790
長期未払金	80,510	74,342
預り敷金	12,196	12,196
固定負債合計	1,867,478	1,803,311
負債合計	2,435,090	2,368,508
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	19,405	9,891
株主資本合計	20,594	30,108
純資産合計	20,594	30,108
負債純資産合計	2,455,684	2,398,617

## 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
売上高	1,747,956
売上原価	906,245
売上総利益	841,710
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 792,049
営業利益	49,660
営業外収益	
受取利息	303
受取家賃	1,500
物品売却益	1,034
その他	1,334
営業外収益合計	4,172
営業外費用	
支払利息	24,021
その他	78
営業外費用合計	24,100
経常利益	29,733
特別利益	
受取保険金	<sup>2</sup> 1,718
特別利益合計	1,718
特別損失	
固定資産除却損	<sup>3</sup> 17,127
特別損失合計	17,127
税金等調整前中間純利益	14,323
法人税等	4,809
中間純利益	9,514
親会社株主に帰属する中間純利益	9,514

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
中間純利益		9,514
その他の包括利益		-
その他の包括利益合計		-
中間包括利益		9,514
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		9,514

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	14,323
減価償却費	81,929
固定資産除却損	17,127
貸倒引当金の増減額( は減少)	110
受取利息及び受取配当金	303
支払利息	24,021
売上債権の増減額(増加は )	10,099
たな卸資産の増減額(増加は )	9,547
仕入債務の増減額(減少は )	21,149
未払消費税等の増減額(減少は )	15,660
その他	20,953
小計	120,801
利息及び配当金の受取額	303
利息の支払額	23,958
法人税等の支払額	4,494
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,652
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	97,484
定期預金の払戻による収入	31,180
定期預金の預入による支出	31,202
敷金保証金の支出	9,800
敷金保証金の返還	5,872
その他	5,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,684
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	120,000
長期借入金の返済による支出	120,495
社債の償還による支出	5,000
リース債務の返済による支出	35,247
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,742
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	54,774
現金及び現金同等物の期首残高	288,797
現金及び現金同等物の中間期末残高	234,022

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)
役員報酬	18,540 千円
給料手当	309,967 千円
地代家賃	95,113 千円

2 受取保険金

主に外食事業店舗における水害損失等に対する保険金であります。

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)
建物及び構築物	14,743 千円
工具、器具及び備品	85 千円
敷金及び保証金	2,223 千円
その他	75 千円
計	17,127 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)
現金及び預金	278,525 千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	44,502 千円
現金及び現金同等物	234,022 千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2025 年 8 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額(注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注)3
	外食事業	小売事業	太陽光 事業	計				
売上高								
顧客との契約から 生じる収益	836,930	834,611	75,299	1,746,840	-	1,746,840	-	1,746,840
その他の収益	-	-	-	-	1,115	1,115	-	1,115
外部顧客への売上高	836,930	834,611	75,299	1,746,840	1,115	1,747,956	-	1,747,956
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	1,650	1,650	1,650	-
計	836,930	834,611	75,299	1,746,840	2,765	1,749,606	1,650	1,747,956
セグメント利益	60,569	44,910	15,880	121,360	2,032	123,392	73,731	49,660

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等を含んでおりません。

2. セグメント利益の調整額 73,731千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位:円)

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり中間純利益	82.73
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	9,514
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	9,514
普通株式の期中平均株式数(株)	115,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2026年1月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月23日

オカダコーポレーション株式会社

取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

方尺敬之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

柳原常宏

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカダコーポレーション株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダコーポレーション株式会社及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上